

資料編

●貸借対照表	P29
●損益計算書・剰余金処分計算書	P30
●貸借対照表の注記	P30
●役職員の報酬体系	P33
●主要な経営指標	P34
●預金に関する指標	P35
●貸出金に関する指標	P36
●有価証券に関する指標	P38
●その他の業務に関する指標／ 連結に関する事項	P40
●自己資本の充実の状況	P41

貸借対照表 資産

(単位：百万円)

科目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(資産の部)		
現金	9,392	9,922
預け金	180,233	150,896
有価証券	101,261	121,258
国債	12,899	12,078
地方債	4,873	5,452
社債	21,805	30,892
株式	7,336	8,943
その他の証券	54,345	63,891
貸出金	460,726	469,873
割引手形	1,393	1,501
手形貸付	47,526	50,465
証書貸付	410,385	416,273
当座貸越	1,421	1,632
その他資産	2,491	2,648
未決済為替貸	140	148
信金中金出資金	1,649	1,649
前払費用	20	35
未収収益	383	421
その他の資産	297	392
有形固定資産	12,408	12,065
建物	6,119	5,884
土地	5,787	5,786
リース資産	7	6
その他の有形固定資産	495	387
無形固定資産	195	251
ソフトウェア	188	244
その他の無形固定資産	7	7
前払年金費用	206	198
繰延税金資産	927	1,048
債務保証見返	725	642
貸倒引当金	△ 4,921	△ 4,622
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,133)	(△ 3,144)
資産の部合計	763,648	764,181

貸借対照表 負債及び純資産

(単位：百万円)

科目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	691,747	706,905
当座預金	23,049	38,290
普通預金	131,925	135,387
貯蓄預金	79	52
通知預金	2,011	3,026
定期預金	525,852	522,576
定期積金	6,815	6,007
その他の預金	2,013	1,564
借入金	22,000	5,400
その他負債	3,756	3,194
未決済為替借	122	122
未払費用	1,166	1,055
給付補填備金	3	2
未払法人税等	1,135	783
前受収益	348	388
払戻未済金	41	40
職員預り金	480	394
リース債務	8	7
資産除去債務	62	63
その他の負債	387	336
賞与引当金	296	296
退職給付引当金	-	-
役員退職慰労引当金	391	383
睡眠預金払戻損失引当金	17	17
偶発損失引当金	42	104
再評価に係る繰延税金負債	105	105
債務保証	725	642
負債の部合計	719,083	717,048
(純資産の部)		
出資金	6,237	6,548
普通出資金	6,237	6,548
利益剰余金	37,711	40,796
利益準備金	5,781	6,237
その他利益剰余金	31,930	34,558
特別積立金	26,000	26,000
当期末処分剰余金	5,930	8,558
処分未済持分	△ 113	△ 105
会員勘定合計	43,836	47,239
その他有価証券評価差額金	795	△ 40
土地再評価差額金	△ 65	△ 65
評価・換算差額等合計	729	△ 106
純資産の部合計	44,565	47,133
負債及び純資産の部合計	763,648	764,181

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5年6月15日
大阪商工信用金庫

理事長 多賀 隆一

■会計監査人による監査

信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けた結果、令和5年3月期の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について適正に表示されているとの監査報告をいただいております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
経常収益	13,541,757	13,813,181
資金運用収益	11,501,670	11,823,042
貸出金利息	9,891,093	10,042,226
預け金利息	204,598	210,121
有価証券利息配当金	1,366,389	1,531,107
その他の受入利息	39,588	39,588
役務取引等収益	728,305	751,997
受入為替手数料	237,875	230,938
その他の役務収益	490,429	521,059
その他業務収益	252,646	172,078
国債等債券売却益	235,091	152,925
国債等債券償還益	110	2,169
その他の業務収益	17,444	16,984
その他経常収益	1,059,134	1,066,062
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	231,042	199,070
株式等売却益	811,219	750,926
その他の経常収益	16,873	116,065
経常費用	9,904,501	9,413,268
資金調達費用	1,255,166	1,148,031
預金利息	1,248,161	1,141,530
給付補填備金繰入額	1,895	1,752
その他の支払利息	5,110	4,749
役務取引等費用	131,187	124,834
支払為替手数料	69,066	53,208
その他の役務費用	62,121	71,625
その他業務費用	13,855	8,902
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	13,833	8,639
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	22	263
経費	6,193,345	6,137,937
人件費	3,655,443	3,614,799
物件費	2,263,654	2,240,741
税金	274,246	282,396
その他経常費用	2,310,945	1,993,562
貸倒引当金繰入額	1,570,788	1,368,489
貸出金償却	352,644	140,976
株式等売却損	204,195	189,898
株式等償却	148,669	94,022
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	34,647	200,175
経常利益	3,637,256	4,399,912
特別利益	-	-
特別損失	162	3,430
固定資産処分損	162	3,430
減損損失	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	3,637,093	4,396,482
法人税、住民税及び事業税	1,279,979	990,989
法人税等調整額	△266,832	201,710
法人税等合計	1,013,147	1,192,700
当期純利益	2,623,945	3,203,782
繰越金(当期首残高)	3,306,368	5,354,171
土地再評価差額金取崩額	-	274
当期末処分剰余金	5,930,313	8,558,227

損益計算書(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による費用総額 187,723千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 25円43銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、476,935千円です。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
その他の役務取引等収益	ファイnder手数料、事業承継手数料等のビジネスマッチング業務に係る受入手数料 各種証明書等の発行業務に係る受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益についても、期末の時点で履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載していません。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
当期末処分剰余金	5,930,313,766	8,558,227,746
未処分剰余金内訳		
剰余金処分量	576,142,754	436,301,241
利益準備金	456,686,500	310,636,300
普通出資金に対する配当金	119,456,254 (年2%の割合)	125,664,941 (年2%の割合)
繰越金(当期末残高)	5,354,171,012	8,121,926,505

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価額のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年~50年
その他 3年~20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資

■貸借対照表の注記

産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,437百万円であります。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
(令和4年3月分) 0.4523%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金84百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. (収益の計上方法)

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、「受入為替手数料」は為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づいたものがあります。「その他の役務収益」はその他の役務取引等業務から収受する受入手数料であり、ビジネスマッチング業務に係る手数料、貸金庫業務に係る手数料、各種証明書等の発行業務に係る手数料などがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。また、貸金庫やファームバンキングに係る固定利用料等について、期末の時点で履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

13. 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

14. (重要な会計上の見積り関係)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 4,622百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済への影響については、今後一定期間続くものと想定し、当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が当初の想定より変化した場合や、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 1,112百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15. 子会社の株式又は出資金の総額 10百万円

16. 子会社に対する金銭債務総額 96百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 4,401百万円

18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,472百万円
危険債権額	10,836百万円
要管理債権額	－百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
小計額	14,308百万円
正常債権額	456,388百万円
合計額	470,696百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,501百万円あります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	7,021百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,106百万円
借入金	5,400百万円

上記のほか、内国為替決済の担保として、預け金20,000百万円を差し入れております。

21. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価格に基づいて、（奥行価格補正等）合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△262百万円

22. 出資1口当たりの純資産額 365円77銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸付及びローンに関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫はALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方針や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において協議されたALMに関する方針に基づき、常務会、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議・決定を行っております。
日常的には資金運用部及び経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会、理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会、理事会の監督の下、有価証券等資金運用規定に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、リスク・リミット、損失限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は経営企画部を通じ、理事会、常務会、ALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、有価証券の市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク・リミットの範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,769百万円です。
なお、当金庫では、市場リスク管理の為、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
また、当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券のうち債券、貸出金、預金積金であります。

当金庫では、対象の金融資産及び金融負債の金利リスク（IRRBB）のうち、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当事業年度末現在、リスク量が最大となる金利ショックシナリオが生じた場合の経済価値は、4,909百万円減少するものと把握しております。当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の運用調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	150,896	150,876	△19
(2) 有価証券 その他有価証券（*1）	108,885	108,885	-
金融資産計	259,781	259,761	△19
(1) 預金積金	706,905	707,920	1,014
(2) 借入金	5,400	5,400	-
金融負債計	712,305	713,320	1,014

なお、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」によって時価等を算出しているものは次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価に代わる金額	差額
(1) 貸出金 貸倒引当金（*2）	469,873 △4,616	466,775	1,518
金融資産計	465,257	466,775	1,518

（*1）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いは適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式及び不動産投資信託等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。自金庫保証付私募債は、銘柄ごとの残存期間に対応する国債金利に発行体の信用リスクを加味し、割引現在価値を算出してしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.から26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TIBOR、TIBORスワップ金利）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式（*1）	10
非上場株式（*1）	14
組合出資金（*2）	12,348
合 計	12,373

（*1）子会社株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	24,000	21,750	3,000	1,000
有価証券	12,720	40,042	17,214	6,955
その他有価証券のうち満期があるもの	12,720	40,042	17,214	6,955
貸出金（*）	80,445	146,415	114,283	125,850
合 計	117,165	208,208	134,497	133,805

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権のうち償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	600,007	105,743	2	1,151
借入金	5,400	-	-	-
合 計	605,407	105,743	2	1,151

（*）要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26. まで同様であります。

その他有価証券

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,193	5,346	847
	債券	25,214	24,884	330
	国債	8,134	7,887	247
	地方債	1,979	1,963	16
	社債	15,099	15,032	66
	その他	18,261	17,146	1,115
	小 計	49,669	47,376	2,292
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,725	3,240	△514
	債券	23,208	23,430	△221
	国債	3,943	3,975	△31
	地方債	3,472	3,500	△27
	社債	15,792	15,954	△162
	その他	33,281	34,893	△1,612
	小 計	59,215	61,563	△2,347
合 計		108,885	108,940	△55

■貸借対照表の注記

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	748	244	-
債券	-	-	-
その他	1,268	152	-
合計	2,016	397	-

27. 有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、94百万円(株式94百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄について、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内外的要因により、また、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,963百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが894百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,158百万円
役員退職慰労引当金	106百万円
賞与引当金	82百万円
未払事業税	63百万円
その他	167百万円
その他有価証券評価差額金	15百万円
繰延税金資産小計	1,593百万円
評価性引当額	△480百万円
繰延税金資産合計	1,112百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	55百万円
その他	9百万円
繰延税金負債合計	64百万円
繰延税金資産の純額	1,048百万円

30. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	-百万円
顧客との契約から生じた債権	8百万円
契約負債	-百万円

31. (会計方針の変更)

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。この変更により、貸借対照表の「有価証券」及び「その他の証券」がそれぞれ140百万円ずつ増加しておりますが、損益への影響はありません。

■役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎事業年度引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

・決定方法

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	371百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」183百万円、「賞与」94百万円、「退職慰労金」93百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に計上した役員賞与未払金分を除く)と当年度に計上した役員賞与未払金分の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22項)第2条第1項第4号及び第6号並びに第3条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	12,381,983千円	12,893,361	13,934,621	13,541,757	13,813,181
経常利益	3,219,311千円	1,879,936	3,186,575	3,637,256	4,399,912
当期純利益	2,301,934千円	1,102,287	2,119,801	2,623,945	3,203,782
出資総額	4,113百万円	4,816	5,781	6,237	6,548
出資総口数	82,261千口	96,339	115,626	124,759	130,972
純資産額	37,288百万円	36,257	42,584	44,565	47,133
総資産額	659,154百万円	679,914	731,476	763,648	764,181
預金積金残高	616,059百万円	638,013	683,571	691,747	706,905
貸出金残高	403,818百万円	415,830	450,092	460,726	469,873
有価証券残高	65,361百万円	74,980	85,923	101,261	121,258
単体自己資本比率	8.97%	8.92	9.74	10.26	10.35
出資に対する配当金(出資1口当たり)	2円	1	1	1	1
役員数	13人	13	13	14	13
うち常勤役員数	10人	10	10	11	10
職員数	410人	435	449	436	415
会員数	17,228人	17,680	18,684	19,091	19,261

(注) 1. 単体自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。
 2. 平成20年度以降については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例（平成20年金融庁告示第79号）に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。
 3. 平成25年度以降については、新しい自己資本比率規制（パーゼルⅢ）にて自己資本比率を算出しております。

業務粗利益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	10,246,503	10,675,011
資金運用収益	11,501,670	11,823,042
資金調達費用	1,255,166	1,148,031
役務取引等収支	597,117	627,163
役務取引等収益	728,305	751,997
役務取引等費用	131,187	124,834
その他業務収支	238,791	163,175
その他業務収益	252,646	172,078
その他業務費用	13,855	8,902
業務粗利益	11,082,412	11,465,350
業務粗利益率	1.45%	1.52%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	4,882,170	5,788,485
実質業務純益	4,995,005	5,478,457
コア業務純益	4,773,636	5,332,002
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	4,707,127	5,276,682

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
 2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.45	0.55
総資産当期純利益率	0.33	0.40

(注) 総資産経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

(注) 総資産当期純利益率 = $\frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

資金運用収支の内訳

	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回(%)
資金運用勘定	令和3年度	760,176	11,501,670	1.51
	令和4年度	752,115	11,823,042	1.57
うち貸出金	令和3年度	452,132	9,891,093	2.18
	令和4年度	470,231	10,042,226	2.13
うち預け金	令和3年度	216,768	204,598	0.09
	令和4年度	171,314	210,121	0.12
うち有価証券	令和3年度	89,626	1,366,389	1.52
	令和4年度	108,919	1,531,107	1.40
資金調達勘定	令和3年度	747,467	1,255,166	0.16
	令和4年度	743,426	1,148,031	0.15
うち預金積金	令和3年度	726,919	1,250,056	0.17
	令和4年度	734,547	1,143,282	0.15

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和3年度14,182百万円、令和4年度21,502百万円）を、控除して表示しております。

主要な経営指標／預金に関する指標

■利鞘

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	1.51	1.57
資金調達原価率	0.99	0.98
総資金利鞘	0.51	0.59

■受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	199,918	△ 384,656	△ 184,738	616,873	△ 295,501	321,371
うち貸出金	63,809	△ 487,195	△ 423,386	372,708	△ 221,574	151,133
うち預け金	27,729	50,983	78,713	△ 14,031	19,553	5,522
うち有価証券	108,379	51,554	159,934	258,196	△ 93,479	164,717
支払利息	53,956	△ 237,831	△ 183,875	12,911	△ 120,046	△ 107,135
うち預金積金	53,879	△ 237,831	△ 183,952	13,272	△ 120,046	△ 106,774
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

■預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	191,793	193,950
うち有利息預金	118,806	123,181
定期性預金	535,126	540,596
うち固定金利定期預金	535,126	540,596
うち変動金利定期預金	—	—
譲渡性預金	—	—
合計	726,919	734,547

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋無利息型普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋納税準備預金＋別段預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
3. 固定金利定期預金とは、預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。
4. 変動金利定期預金とは、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。

■定期預金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
定期預金	524,683	521,412
うち固定金利定期預金	524,683	521,412
うち変動金利定期預金	—	—
その他	—	—

■人格別・年度別・科目別預金残高推移

(単位：百万円)

預金科目	個人		法人	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
当座預金	548	561	22,501	37,728
普通預金	64,625	69,866	67,299	65,520
貯蓄預金	79	52	—	—
通知預金	33	62	1,978	2,964
別段・納税準備預金	596	156	1,416	1,407
定期預金	442,093	423,353	83,759	99,222
定期積金	553	510	6,261	5,497
合計	508,530	494,564	183,216	212,341

貸出金に関する指標

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
手形貸付	43,339	50,962
証書貸付	405,817	416,226
当座貸越	1,509	1,481
割引手形	1,466	1,560
合計	452,132	470,231

■預貸率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
期末預貸率	66.60	66.46
期中平均預貸率	62.19	64.01

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	9,925	10,202
有価証券	96	94
動産	—	—
不動産	187,787	233,388
その他	—	125
計	197,808	243,810
信用保証協会・信用保険	97,942	99,829
保証証	4,683	4,420
信用	160,291	121,813
合計	460,726	469,873

(注) 保証＝保証会社等の保証がある貸出金、信用＝代表者のみの保証人及び第三者保証人がある貸出金で表示しております。

■固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 貸出金残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金	460,726	469,873
固定金利	151,700	152,029
変動金利	309,026	317,844

■貸出金償却額

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却	352,644	140,976

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	437	408
その他	—	—
計	437	408
信用保証協会・信用保険	30	22
保証証	—	—
信用	257	211
合計	725	642

(注) 保証＝保証会社等の保証がある貸出金、信用＝代表者のみの保証人及び第三者保証人がある貸出金で表示しております。

■貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	241,759	52.5%	249,921	53.2%
運転資金	213,035	46.2	214,394	45.6
住宅ローン・消費資金・その他	5,931	1.3	5,558	1.2
合計	460,726	100.0	469,873	100.0

貸出金に関する指標

貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	686件	62,145	13.5%	672件	60,980	13.0%
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	1	3	0.0
建設業	561	24,938	5.4	612	24,291	5.2
電気・ガス・熱供給・水道業	2	107	0.0	3	101	0.0
情報通信業	66	1,701	0.4	72	1,663	0.3
運輸業、郵便業	92	14,641	3.2	97	13,976	3.0
卸売業、小売業	649	39,013	8.5	667	39,592	8.4
金融業、保険業	25	24,926	5.4	25	23,841	5.1
不動産業	896	185,886	40.3	1,009	205,954	43.8
物品賃貸業	8	1,231	0.3	9	1,192	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	124	4,810	1.0	131	5,112	1.1
宿泊業	42	19,967	4.3	39	16,497	3.5
飲食業	275	9,834	2.1	290	9,721	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	181	28,972	6.3	184	25,344	5.4
教育、学習支援業	20	1,557	0.3	22	1,596	0.3
医療・福祉	168	20,769	4.5	181	20,198	4.3
その他のサービス	299	11,933	2.6	328	12,016	2.6
小計	4,094	452,437	98.2	4,342	462,085	98.3
国・地方公共団体等	1	2,325	0.5	1	2,155	0.5
個人	972	5,963	1.3	954	5,633	1.2
合計	5,067	460,726	100.0	5,297	469,873	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	年度	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	1,674	1,787	—	1,674	1,787
	令和4年度	1,787	1,477	—	1,787	1,477
個別貸倒引当金	令和3年度	1,858	3,133	182	1,675	3,133
	令和4年度	3,133	3,144	1,667	1,465	3,144
合計	令和3年度	3,533	4,921	182	3,350	4,921
	令和4年度	4,921	4,622	1,667	3,253	4,622

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

種類	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		3年度	4年度
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度		
製造業	42	130	130	755	42	130	130	755	15	6
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	65	63	63	146	65	63	63	146	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	25	232	232	906	25	232	232	906	—	—
卸売業、小売業	309	267	267	788	309	267	267	788	66	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	309	1,369	1,369	285	309	1,369	1,369	285	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	12	—	—	—	12	—	—
宿泊業	478	608	608	80	478	608	608	80	—	—
飲食業	2	1	1	2	2	1	1	2	—	3
生活関連サービス業、娯楽業	568	414	414	73	568	414	414	73	411	400
教育、学習支援業	13	19	19	22	13	19	19	22	—	—
医療・福祉	0	—	—	4	0	—	—	4	—	—
その他のサービス	22	—	—	0	22	—	—	0	40	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	16	22	22	62	16	22	22	62	—	—
合計	1,854	3,130	3,130	3,141	1,854	3,130	3,130	3,141	533	409

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

有価証券に関する指標

有価証券の残存期間別残高

令和3年度

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの
国債	2,811	1,416	1,192	3,708	3,770	—	—
地方債	—	—	4,382	—	490	—	—
社債	2,718	8,032	5,036	2,088	2,024	1,906	—
株式	—	—	—	—	—	—	7,336
外国証券	2,973	10,929	3,211	985	1,911	1,920	—
投資信託	—	—	—	—	—	—	20,416
その他の証券	—	—	—	—	—	—	11,997
合計	8,502	20,378	13,824	6,781	8,196	3,826	39,750

令和4年度

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの
国債	1,004	929	2,526	3,554	4,063	—	—
地方債	—	1,341	3,628	—	482	—	—
社債	5,315	10,296	5,138	3,353	1,640	5,147	—
株式	—	—	—	—	—	—	8,943
外国証券	6,400	7,785	8,395	2,734	1,385	1,807	—
投資信託	—	—	—	—	—	—	19,974
その他の証券	—	—	—	—	—	—	15,407
合計	12,720	20,353	19,688	9,642	7,571	6,955	44,325

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
国債	11,588	12,160
地方債	3,157	4,964
社債	19,216	25,879
株式	6,948	8,262
外国証券	20,954	25,877
投資信託	17,065	19,707
その他の証券	10,695	12,066
合計	89,626	108,919

預証率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
期末預証率	14.63	17.15
期中平均預証率	12.32	14.82

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券に関する指標

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	300	301	1	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	300	301	1	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	300	301	1	—	—	—	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額取得原価を超えるもの	株 式	3,205	2,899	305	6,193	5,346	847
	債 券	25,613	25,185	428	25,214	24,884	330
	国 債	11,596	11,309	286	8,134	7,887	247
	地 方 債	1,393	1,371	21	1,979	1,963	16
	社 債	12,624	12,503	120	15,099	15,032	66
	そ の 他	22,742	21,092	1,649	18,261	17,146	1,115
	小 計	51,562	49,177	2,384	49,669	47,376	2,292
貸借対照表計上額取得原価を超えないもの	株 式	4,106	4,720	△ 613	2,725	3,240	△ 514
	債 券	13,664	13,733	△ 68	23,208	23,430	△ 221
	国 債	1,003	1,005	△ 1	3,943	3,975	△ 31
	地 方 債	3,480	3,500	△ 19	3,472	3,500	△ 27
	社 債	9,181	9,228	△ 46	15,792	15,954	△ 162
	そ の 他	19,398	19,998	△ 600	33,281	34,893	△ 1,612
	小 計	37,169	38,452	△ 1,282	59,215	61,563	△ 2,347
合 計	88,731	87,629	1,102	108,885	108,940	△ 55	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非 上 場 株 式	14	14
私募投資信託 (REIT)	2,925	—
組 合 出 資 金	9,279	12,348
合 計	12,229	12,373

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社・子法人等株式	10	—	—	10	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合 計	10	—	—	10	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価及び差額は、表示しておりません。

商品有価証券平均残高

該当ありません

売買目的有価証券

該当ありません

その他の業務に関する指標／連結に関する事項

代理貸出金残高

令和4年度		
	口数(口)	金額
金融機関等業務代理	14	454
信金中央金庫	13	453
日本政策金融公庫	—	—
住宅金融支援機構	1	1
その他	7	26
合計	21	481

内国為替取扱高

令和4年度				
	送金・振込為替		代金取立	
	件数(件)	金額	件数(件)	金額
仕向為替	648,022	595,730	2,829	3,475
被仕向為替	419,040	628,826	589	1,046

オフ・バランス取引の状況

	令和3年度	令和4年度
オフ・バランス取引	5,778	6,382

(注) オフ・バランス取引項目は代理貸付等で当金庫が債務の保証をしているものなどをリスク・ウェイトによって算出した額の合計です。

金銭の信託

該当ありません

デリバティブ取引

該当ありません

外国為替取扱高

当金庫は外国為替を取扱っておりません

(※信金中央金庫への取次ぎを行っております)

金庫及びその子会社等の概況

当金庫及び子会社ショウコウビジネスサービス(株)との連結をしており、子会社は、当金庫業務の一部門としての役割を占めています。子会社の業務は当金庫の委託したもので、不動産の保守管理、事務帳票等の印刷、ダイレクトメール業務等が主な内容となっています。組織としては、金庫OB及び出向者が構成員であり当金庫100%出資の子会社であります。また、子会社においては収支ともほとんどが当金庫業務によるものであり直近年度での子会社の親会社株主に帰属する当期純利益は9百万円に過ぎず連結による影響は軽微なものであります。

会社名・所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	当金庫出資比率
ショウコウビジネスサービス(株) 大阪市生野区新今里4-4-15	10,000千円	大阪商工信用金庫の委託による業務	昭和60年9月10日	100%

連結会計年度における主要な経営指標の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	12,376,165千円	12,887,475	13,927,681	13,535,266	13,806,690
連結経常利益	3,237,189千円	1,893,401	3,200,233	3,653,509	4,413,997
親会社株主に帰属する当期純利益	2,313,564千円	1,111,100	2,128,914	2,634,442	3,213,251
連結純資産額	37,345百万円	36,323	42,660	44,651	47,228
連結総資産額	659,180百万円	679,935	731,489	763,655	764,186
連結自己資本比率	8.98%	8.93	9.76	10.28	10.37

(注) 1. 連結自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)に定められた算式に基づき算定しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 平成20年度以降については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。

自己資本の充実の状況

● 単体自己資本比率

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域の皆さまからお預かりしている出資金のほか、利益の中から着実に貯えてきた利益準備金などの内部留保からなり、自己資本の充実は安全性・健全性を維持するためにもっとも重要な経営課題としています。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本の充実度については、自己資本比率が国内基準である4.00%をはるかに上回る10.35%であり、経営の健全性・安全性を確保していると評価しています。

将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

■ 単体自己資本比率

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	43,716	47,113
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,237	6,548
うち、利益剰余金の額	37,711	40,796
うち、外部流出予定額 (△)	119	125
うち、上記以外に該当するものの額	△ 113	△ 105
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,787	1,477
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,787	1,477
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第7項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第3項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第5項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3	1
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	45,508	48,593
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額	195	251
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	195	251
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	206	198
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	402	449
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	45,105	48,143
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	419,744	444,232
資産 (オン・バランス) 項目	413,942	437,827
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	40	39
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第12条第6項) を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	40	39
オフ・バランス取引等項目	5,778	6,382
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	22	22
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,728	20,591
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	439,472	464,824
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.26 (%)	10.35 (%)

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用金庫及び信用金庫連合会が記載するものとする。
 2. 本表における項目の内容については、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項 (平成26年金融庁告示第8号)」における別紙様式第1号 (注) に従うものとする。
 3. 自己資本比率告示第14条第3項に規定する他の金融機関等の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

区分	(単位：百万円) 残高 (宋残)
対象普通出資等 (に相当するもの)	—
連合会の対象普通出資等 (に相当するもの)	1,934
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの (に相当するもの)	—
その他外部TLAC関連調達手段	3,599
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置 (10年間) により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	3,599
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置 (5年間) により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	—

4. 大口与信の基準となる自己資本の額 (自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) 48,143,205千円
 5. 信用リスクに関する記載：標準的手法採用金庫
 6. オペレーショナル・リスクに関する記載：基礎的手法を使用

● 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	419,744	16,789	444,232	17,769
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	402,705	16,108	426,240	17,049
i ソブリン向け	1,372	54	1,121	44
ii 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	25,528	1,021	25,490	1,019
iii 法人等向け	216,335	8,653	228,136	9,125
iv 中小企業等・個人向け	19,974	798	21,890	875
v 抵当権付住宅ローン	1,120	44	1,113	44
vi 不動産取得等事業向け	92,811	3,712	101,593	4,063
vii 三月以上延滞等	2,063	82	382	15
viii 信用保証協会等保証付	2,996	119	3,310	132
ix 出資等	18,828	753	22,222	888
x 上記以外	21,673	866	20,979	839
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,975	679	17,929	717
ルック・スルー方式	16,975	679	17,929	717
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	40	1	39	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	22	0	22	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	19,728	789	20,591	823
ハ.単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	439,472	17,578	464,824	18,592

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しております。

$$\frac{\text{オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法}}{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \div \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

● 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,746	3,472
危険債権	9,358	10,836
要管理債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
小計 (A)	14,105	14,308
保全額 (B)	12,326	13,076
個別貸倒引当金 (C)	3,100	3,141
一般貸倒引当金 (D)	—	—
担保・保証等 (E)	9,226	9,935
保全率 (B) / (A) (%)	87.38%	91.39%
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	63.54%	71.82%
正常債権 (F)	447,517	456,388
総与信残高 (A) + (F)	461,623	470,696
不良債権比率 (A) / (A) + (F) (%)	3.06%	3.04%

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「個別貸倒引当金 (C)」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破

産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
 7. 「一般貸倒引当金 (D)」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
 8. 「担保・保証等 (E)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 9. 「正常債権 (F)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

● 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
〈業種別及び残存期間別〉

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							
	貸出金		うち三月以上延滞エクスポージャー		貸出金及びコミットメントの オフ・バランス取引		債券	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	62,145	60,980	11	29	118	120	3,533	4,907
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	—	3	—	—	—	—	—	—
建設業	24,938	24,291	19	1	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	107	101	—	—	—	—	3,000	5,800
情報通信業	1,701	1,663	—	—	—	—	800	700
運輸業、郵便業	14,641	13,976	115	139	40	40	797	1,294
卸売業、小売業	39,013	39,592	22	72	12	8	500	800
金融業、保険業	24,926	23,841	—	—	—	—	17,077	30,494
不動産業	185,886	205,954	3,083	434	539	502	3,999	4,799
物品賃貸業	1,231	1,192	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	4,810	5,112	—	—	—	—	—	—
宿泊業	19,967	16,497	976	—	249	249	—	—
飲食業	9,834	9,721	—	0	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	28,972	25,344	137	66	100	—	—	—
教育、学習支援業	1,557	1,596	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	20,769	20,198	115	—	25	5	—	—
その他のサービス	11,933	12,016	102	—	161	125	—	—
国・地方公共団体等	2,325	2,155	—	—	—	—	31,688	28,517
個人	5,963	5,633	156	184	0	—	—	—
業種別合計	460,726	469,873	4,740	928	1,246	1,051	61,397	77,313
1年以下	45,969	53,676	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	25,266	21,179	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	27,426	30,957	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	31,090	31,064	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	86,800	94,958	—	—	—	—	—	—
10年超	239,099	236,279	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	5,073	1,758	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	460,726	469,873	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
2. 当金庫は、デリバティブ取引残高は該当ありませんので、上記の表より項目を省略しております。
3. オフ・バランス項目は与信相当額掛目適用後の額です。
4. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	139,574	—	120,176
10%	—	98,517	—	98,633
20%	—	108,782	—	103,202
35%	—	3,232	—	3,211
50%	—	—	—	—
75%	—	29,138	—	31,733
100%	28,417	358,227	38,734	373,935
150%	—	2,200	—	356
250%	—	1,234	—	1,032
合計	28,417	740,909	38,734	732,282

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保証	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー					
1. ソブリン向け		—	—	—	—
2. 金融機関向け		—	—	—	—
3. 法人等向け		10,318	10,555	18,850	17,664
4. 中小企業等・個人向け		2,533	2,496	71,164	73,076
5. 抵当権付住宅ローン		30	28	—	—
6. 不動産取得事業向け		989	671	1,640	2,159
7. 三月以上延滞等		—	—	28	51

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

● 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません

● 出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区分		その他有価証券で時価のあるもの				
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	令和3年度	19,493	20,258	765	1,558	793
	令和4年度	21,568	21,670	101	1,431	1,329
非上場株式等	令和3年度	8,574	8,797	223	339	116
	令和4年度	10,072	10,296	223	479	255
その他有価証券等で時価の無いもの等	令和3年度	12,333	12,333	-	-	-
	令和4年度	13,998	13,998	-	-	-
合計	令和3年度	40,401	41,390	988	1,898	909
	令和4年度	45,639	45,964	325	1,910	1,585

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 当金庫は、売買目的有価証券の保有残高は該当ありませんので、上記の表より項目を省略しております。

子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区分		貸借対照表 計上額	時 価	差 額		
					うち益	うち損
子会社・子法人等株式	令和3年度	10	10	-	-	-
	令和4年度	10	10	-	-	-
合計	令和3年度	10	10	-	-	-
	令和4年度	10	10	-	-	-

(注) 1. 当金庫は、関連法人等株式の保有残高は該当ありませんので、上記の表より項目を省略しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価及び差額は、表示しておりません。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区分		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	令和3年度	3,904	776	-	148
	令和4年度	2,016	397	-	94

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式	19,149	20,039
マンデート方式	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-

● 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		当期末	ΔEVE	前期末	当期末	ΔNII	前期末	前期末	
1	上方パラレルシフト	4,056		4,401	0		0		
2	下方パラレルシフト	0		0	0		0		
3	スティープ化	4,909		5,488					
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	4,909		5,488	0		0		
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	48,143			45,105				

(注) 当金庫では、対象の金融資産及び金融負債の金利リスク (IRRBB) のうち、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号) において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

連結に関する事項

■連結自己資本比率

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域の皆さまからお預かりしている出資金のほか、利益の中から着実に貯えてきた利益準備金などの内部留保からなり、自己資本の充実は安全性・健全性を維持するためにももっとも重要な経営課題としています。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本の充実度については、連結自己資本比率が国内基準である4.00%をはるかに上回る10.37%であり、経営の健全性・安全性を確保しているとして評価しています。

将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

■連結自己資本比率

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	43,802	47,208
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,237	6,548
うち、利益剰余金の額	37,797	40,891
うち、外部流出予定額 (△)	119	125
うち、上記以外に該当するものの額	△ 113	△ 105
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第6条第3項) によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,787	1,477
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,787	1,477
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第7項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第3項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第5項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3	1
非支配株主持分のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第7条第5項又は第6項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	45,593	48,688
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	195	251
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	195	251
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	206	198
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限定。) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限定。) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	402	449
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	45,191	48,238
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	419,749	444,237
資産 (オン・バランス) 項目	413,948	437,832
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	40	39
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第12条第6項) を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	40	39
オフ・バランス取引等項目	5,778	6,382
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	22	22
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,728	20,591
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	439,478	464,828
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.28 (%)	10.37 (%)

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用金庫及び信用金庫連合会が記載するものとする。
 2. 本表における項目の内容については、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項 (平成26年金融庁告示第8号)」における別紙様式第1号 (注) に従うものとする。
 3. 自己資本比率告示第14条第3項に規定する他の金融機関等の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

区分	残高 (未残)
対象普通出資等 (に相当するもの)	—
連合会の対象普通出資等 (に相当するもの)	1,934
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの (に相当するもの)	—
その他外部TLAC関連調達手段	3,599
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置 (10年間) により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	3,599
うち、国内TLAC規制対象会社と同順位商品であって、経過措置 (5年間) により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	—

4. 大口与信の基準となる自己資本の額 (自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) 48,238,231千円

5. 信用リスクに関する記載：標準的手法採用金庫

6. オペレーショナル・リスクに関する記載：基礎的手法を使用

■連結自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	419,749	16,789	444,237	17,769
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	402,711	16,108	426,244	17,049
i ソプリン向け	1,372	54	1,121	44
ii 金融機関及び証券会社向け	25,528	1,021	25,490	1,019
iii 法人等向け	216,335	8,653	228,136	9,125
iv 中小企業等・個人向け	19,974	798	21,890	875
v 抵当権付住宅ローン	1,120	44	1,113	44
vi 不動産取得等事業向け	92,811	3,712	101,593	4,063
vii 三月以上延滞等	2,063	82	382	15
viii 信用保証協会等による保証付	2,996	119	3,310	132
ix 出資等	18,818	752	22,212	888
x 上記以外	21,688	867	20,993	839
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,975	679	17,929	717
ルック・スルー方式	16,975	679	17,929	717
マニデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-

④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	40	1	39	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	22	0	22	0
ロ.オペレーショナル・リスク	19,728	789	20,591	823
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	439,478	17,579	464,828	18,593

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソプリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソプリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しております。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞
 $\frac{\text{租利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち租利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

■連結貸借対照表 資産

(単位：百万円)

科目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(資産の部)		
現金及び預け金	189,625	160,818
有価証券	101,251	121,248
貸出金	460,726	469,873
その他資産	2,501	2,657
有形固定資産	12,414	12,069
無形固定資産	196	251
退職給付に係る資産	206	198
繰延税金資産	927	1,048
債権保証見返	725	642
貸倒引当金	△ 4,921	△ 4,622
資産の部合計	763,655	764,186

■連結損益計算書

(単位：千円)

科目	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
経常収益	13,535,266	13,806,690
資金運用収益	11,501,670	11,823,042
貸出金利息	9,891,093	10,042,226
預け金利息	204,598	210,121
有価証券利息配当金	1,366,389	1,531,107
その他の受入利息	39,588	39,588
役務取引等収益	728,305	751,997
その他業務収益	252,646	172,078
その他経常収益	1,052,643	1,059,571
経常費用	9,881,757	9,392,693
資金調達費用	1,255,166	1,148,030
預金利息	1,248,161	1,141,529
給付補填備金繰入額	1,895	1,752
その他の支払利息	5,110	4,749
役務取引等費用	131,187	124,834
その他業務費用	13,855	8,902
経常費用	6,132,485	6,082,420
その他経常費用	2,349,062	2,028,505
貸倒引当金繰入額	1,570,788	1,368,489
その他の経常費用	778,273	660,015
経常利益	3,653,509	4,413,997
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	162	3,432
固定資産処分損	162	3,432
その他の特別損失	-	-
税金等調整前当期純利益	3,653,346	4,410,564
法人税、住民税及び事業税	1,285,736	995,602
法人税等調整額	△ 266,832	201,710
法人税等合計	1,018,904	1,197,312
当期純利益	2,634,442	3,213,251
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	2,634,442	3,213,251

■連結貸借対照表 負債及び純資産

(単位：百万円)

科目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	691,662	706,809
借入金	22,000	5,400
その他負債	3,762	3,199
賞与引当金	296	296
退職給付に係る負債	-	-
役員退職慰労引当金	391	383
その他引当金	59	121
再評価に係る繰延税金負債	105	105
債務保証	725	642
負債の部合計	719,003	716,958
(純資産の部)		
出資金	6,237	6,548
利益剰余金	37,797	40,891
処分未済持分	△ 113	△ 105
会員勘定合計	43,921	47,334
その他有価証券評価差額金	795	△ 40
土地再評価差額金	△ 65	△ 65
評価・換算差額等合計	729	△ 106
非支配株主持分	-	-
純資産の部合計	44,651	47,228
負債及び純資産の部合計	763,655	764,186

■連結剰余金勘定

(単位：千円)

科目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	35,267,268	37,797,182
利益剰余金増加高	2,634,442	3,213,526
親会社株主に帰属する当期純利益	2,634,442	3,213,526
利益剰余金減少高	104,528	119,456
配当	104,528	119,456
利益剰余金期末残高	37,797,182	40,891,252

■信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,746	3,472
危険債権	9,358	10,836
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	-	-
小計(A)	14,105	14,308
正常債権(B)	447,517	456,388
総与信残高(A)+ (B)	461,623	470,696

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に陥ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

5. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。

6. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの）であって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。貸出金、外債為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の名目定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質借契約によるもの）に限る。